

令和4年度日本スポーツ協会公認バドミントンコーチ1養成講習会 開催要項

1. 目的

地域スポーツクラブ等に於て、スポーツに初めて出会う子供達や初心者を対象に、競技別の専門的な知識を活かし、個々人の年齢や性別などの対象に合わせた指導に当たると共に、施設開放において利用者の指導支援を行う者を養成する。

2. 主催

- ・公益財団法人 日本スポーツ協会
- ・公益財団法人 日本バドミントン協会

3. 主管

- ・公益財団法人 兵庫県スポーツ協会
- ・兵庫県バドミントン協会

4. カリキュラム

(1) 共通科目：45時間(自宅学習)

※公認スポーツ指導者養成講習会共通科目 I

- ①グッドコーチ(日本スポーツ協会公認スポーツ指導者)に求められる人間力
- ②グッドコーチに求められる 医・科学的知識
- ③現場・環境に応じたコーチング

(2) 専門科目：21時間以上(集合講習会)

兵庫県バドミントン協会が主管して実施する。

5. 実施方法(開催期日・会場)

(1) 共通科目 I：NHK 学園による通信講座

(2) 専門科目：集合講習会：以下の通り実施する。

※期日：7月2日(土)・16日(土)・17日(日)

※会場：神戸市立 兵庫区文化センター(第1・第2会議室、体育館)

6. 受講者

公認スポーツ指導者育成の受講者受入方針(アドミッション・ポリシー)に定める内容の他、以下受講条件に合致する者を、本講習会の受講者として受け入れる。

(1) 受講条件

- ①受講する年(令和4年)の、4月1日現在、満18歳以上の者で、所属連盟長の推薦を得た者。
- ②地域に於てスポーツ活動を実施しているクラブ、グループ、スポーツ教室で实际的指導に当たっている指導者及びこれから指導者になろうとする者。
- ③公認審判員資格3級以上を取得している兵庫県バドミントン協会 会員登録者であること。
- ④受講有効期間内で講習の全日程に参加が可能である者。
- ⑤本講習の受講に支障がない健康状態である者。

(2) 受講者数：10名以上

7. 受講申込

(1) 申込方法

- ①受講希望者は、所属連盟に申し出て下さい。
- ②所属連盟長の推薦を得たのち、受講申込書を提出して下さい。

(2) 申込期間

・4月11日(月)～6月6日(月)

8. 受講料

- (1) 共通科目 : 受講料 18,700円(税込)及び 教本代 3,300円(税込)
- (2) 専門科目 : 受講料 15,400円(税込)及び ※指導者教本代 3,500円(税込) 受講当日

9. 受講者の内定から決定までの流れ

- ・所属連盟長から提出された受講申込書の申込内容に不備がない者を、兵庫県バドミントン協会は受講者として内定し、受講料の支払いの完了を以て受講者として決定する。

10. 検定試験・審査

共通科目と専門科目に区分して実施する。

(1) 共通科目

NHK 学園の通信講座を受講し、課題 1回の提出で、60点以上の正答を以って終了とする。

(2) 専門科目

集合講習会最終日に実施する検定試験等による判定とし、兵庫県バドミントン協会において審査する。

11. 登録及び認定

- (1) 共通科目及び専門科目の全ての検定試験に合格するなど、所定のカリキュラムを終了し、公認コーチ1として必要な資質能力を習得した者を修了者(「新規登録」対象者)と認め、終了通知と登録案内を送付する。

- (2) 公認スポーツ指導者登録規程に基づき、登録手続き(登録料の納入等)を完了した者を公認コーチ1として認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。

※JSP0倫理規程第4条に違反する行為があったとしてJSP0が認めた時は、登録の権利を失い認定されない場合がある。

- (3) 登録料は、4年間で10,000円(初回登録時のみ13,000円)とする。

- (4) 資格の有効期間は、4年間とし、4年毎に更新する。

但し、公認コーチ1以外に公認スポーツ指導者資格(スポーツリーダーは除く)が認定されている場合、初回の有効期間は、新規認定期日からすでに認定されている資格の有効期限までとする。

- (5) 有効期間満了に伴う「更新登録」に当たっては、有効期限の6ヶ月前までにJSP0又はJSP0加盟団体等の定める更新研修を修了するなどの要件を満たさなければならない。

12. 注意事項

- (1) 受講期間内に所定のカリキュラムを終了しない場合は、その時点で受講者としての権利を全て喪失する。
- (2) 本講習会受講に際し取得した個人情報、本講習会受講者の管理及び諸連絡以外には使用しない。
- (3) 本講習会の受講申し込み時点で他のJSP0公認スポーツ指導者資格養成講習会の受講有効期間内又は未終了の場合は、本講習会への受講申し込みは出来ない。
- (4) 受講者として相応しくない行為があったと認められた場合は、審査の上、受講が取り消される場合がある。